

一般社団法人独立経営振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人独立経営振興会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、一人一業種の会員からなる団体であって、各企業の社会的、経済的地位の向上及び安定を図ると共に、長崎の地域社会の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 指導力の啓発の為の勉強会並びに研修会の実施。
- (2) 各種経済交流並びに企業経営研究の為の講習会の開催。
- (3) 会員相互並びに、会員家族間の親睦向上の為の研修の実施。
- (4) 各種団体と連携し、相互の親善を図る事業の実施。
- (5) 前号までに掲げるもののほか、第3条の目的を達成するため必要と認める事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は長崎新聞に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 企業経営者もしくは企業経営者を志す者であって当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

- 2 会員となるには、所定の様式による申込みをし、社員総会で決議を得るものとする。
- 3 善良な成人であって職業分類上、一人一業種のみ会員となり得る。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 4ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 当法人の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) 会費納入義務を履行しないとき。
- (5) 前号までに掲げるものの他、会員として適当でないと認めたとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度翌月9月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第11条 社員総会は全ての会員をもって構成する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定めた事項

(機能)

第15条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他当法人の運営に関する重要な事項

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(議決権)

第17条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない会員は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上7名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1名を幹事、1名を会計とする。

(選任等)

第21条 理事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、幹事、会計は社員総会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を統括し、当法人を代表する。
- 3 幹事は会長を補佐し、会務を掌握、執行する。
- 4 会計は当法人の財務を掌握し、経理業務に関する一切の業務を行なう。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第25条 当法人は、社員総会の承認を得て顧問及び相談役を置くことができる。

第5章 例会及び委員会

(例会)

第26条 当法人は、月1回以上定例会を開く。

(委員会)

第27条 当法人は、その目的達成に必要な事項を研究審議実施するために委員会を置く。

2 委員会に委員長1人及び委員を置く。

第6章 出席

(出席)

第28条 会員は第26条に定める定例会に出席する義務を有する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の毎年度の事業計画及び収入支出予算は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、(1)及(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)から(5)までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 変更

(変更)

第33条 本定款の変更は、社員総会の決議を経なければならない。

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年8月31日までとする。

(設立時の役員等)

第35条 当法人の設立時の理事、代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	下釜 教久
設立時理事	森 達己
設立時理事	吉村 秀雄
設立時理事	山室 淳朗
設立時理事	木村 孝太郎
設立時理事	山下 祐之介
設立時代表理事	山室 淳朗

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第36条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住所	長崎市丸山町1番9号	NKビル4F
		氏名	林 昭重	
	2	住所	長崎市江戸町6番2号	
		氏名	樋口 一夫	

- 3 住所 長崎市松山町3番57号
氏名 近藤 清
- 4 住所 長崎市愛宕3丁目15番19-306号
氏名 杉山 芳博
- 5 住所 長崎市立岩町25番6号
氏名 下釜 教久
- 6 住所 長崎市片淵3丁目13番29号
氏名 森 達己
- 7 住所 長崎市さくらの里1丁目12番8号
氏名 宮田 康朗
- 8 住所 長崎市矢の平1丁目17番17-1112号
氏名 吉村 秀雄
- 9 住所 長崎市風頭町5番28号
氏名 山室 淳朗
- 10 住所 長崎市八幡町6番12号
氏名 木村 孝太郎
- 11 住所 長崎市宝栄町17番2号 弦巻アパート3F
氏名 山下 祐之介

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人独立経営振興会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年11月17日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員